

第 3 編

市町村税等一覽

第1 市町村税の税率

現行法上、市町村税の税率については、いくつかの制約はあるものの、大部分の税目に関し、市町村が自らの意思でそれぞれの範囲内で税率を決定することができることとされている。

現行法における税率についての定めをみると、概ね次のとおりである。

なお、令和7年4月1日現在の県内市町村の税率は23ページに掲載。

区 分	税 目 等
①一定税率を法定するもの	個人市町村民税のうち ・退職所得の分離課税に係る所得割 ・土地建物等の長期及び短期譲渡所得の分離課税に係る所得割 ・土地等による事業所得等の分離課税に係る所得割 市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
②標準税率のみを定めているもの	個人市町村民税（①に該当するものを除く。） 固定資産税 入湯税
③制限税率のみを定めているもの	都市計画税
④標準税率及び制限税率を定めているもの	法人市町村民税 軽自動車税 鉱産税
⑤任意税率といわれるもので、地方団体がその税率を任意に定めるもの	注 地方団体が行う特別の事業等に要する費用に充てるため、直接又は間接にその利益を享受する者に負担を求める税であることから、その税率については、地方団体の決定に委ねられているとはいえ、その受益の限度を超えるような定め方はできない。 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税

（注） このほか、市町村が国の同意を得た上で独自に新設できる法定外普通税及び法定外目的税は任意税率となる。

第2 市町村税等一覧（令和7年4月1日現在）

税 目	納税義務者	課税客体	課税標準
市町村民税 (直)	市町村内に住所を有する個人、市町村内に事務所等を有する法人等	左に同じ	均等割(個人、法人) … 定額課税
			所得割(個人) … 前年の所得
			法人税割(法人) … 法人税額又は個別帰属法人税額
固定資産税 (直)	固定資産の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)	固定資産の価格
軽自動車税 (直)	三輪以上の軽自動車の取得者	三輪以上の軽自動車(特殊自動車を除く)	環境性能割
	軽自動車等の所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	種別割
市町村たばこ税 (間)	卸売販売業者等	売渡し等に係る製造たばこ	製造たばこの本数
鉱産税 (直)	鉱業者	鉱物の掘採の事業	鉱物の価格
特別土地保有税 (直) (※平成15年度以降は新たな課税は行っていない。)	土地の所有者又は取得者	土地の所有又は取得	土地の取得価額
入湯税 (間)	入湯客	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客数
事業所税 (直)	事業所等において事業を行う者	事業	資産割 … 事業所床面積
			従業者割 … 従業者給与総額
都市計画税 (直)	市街化区域等内に所在する土地、家屋の所有者	土地、家屋	価格
水利地益税 (直)	水利に関する事業等により特に利益を受ける者	土地、家屋	価格又は面積
共同施設税 (直)	共同施設により特に利益を受ける者	共同施設により特に利益を受けた事実	共同施設の利益状況を考慮して市町村が条例で定める
宅地開発税 (直)	権原により宅地開発を行う者	市街化区域において行われる宅地開発	宅地の面積
国民健康保険税 (直)	市町村内に住所を有し当該市町村の国民健康保険の被保険者である世帯主		
法定外普通税 (直)	条例	条例	条例
法定外目的税 (直)	条例	条例	条例

(注) 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税等である。

税 目	税 率	賦課期日	納 期	徴収方法
市町村民税	個人…3,000円 法人…5万円～300万円 6/100(指定都市に住所を有する場合には、 8/100) (分離課税が適用される所得に係る特例あり) 6/100	個人 1月1日	個人 ○普通徴収 6月、8月、10月及び1月中において 条例で定める。 ○特別徴収(給与所得者、年金 受給者) 徴収した月の翌月の10日まで 法人 法人税と同じ(公益法人は4月30 日)	個人 普通徴収 特別徴収(給与所得 者、年金受給者) 法人 申告納付
固定資産税	1.4/100	1月1日	原則として4月、7月、12月及び2 月中において条例で定める	普通徴収
軽自動車税	環境性能割 例 自家用乗用車(ガソリン車、LPG車、クリーンディーゼ ル車)、電気自動車等 2030年度基準 80%達成 …非課税 2030年度基準 75%達成 …1/100 上記以外 又は2020年度基準未達成 …2/100 種別割 例 四輪以上の自家用軽乗用車…年額10,800円 ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号 の指定を受けたものについては、年額7,200円を適 用	軽自動車の取得 時	新規又は所有権移転の登録をす るとき	申告納付
		4月1日	原則として4月中において条例で 定める	普通徴収 証紙徴収
市町村たばこ税	1,000本につき6,552円		原則として前月分を当月末日	申告納付 (法第466条第4項た だし書の規定による 場合は、普通徴収)
鉱産税	1/100(標準税率)		毎月10日から月末までにおいて 条例で定める	申告納付
特別土地保有税	土地に対する課税…1.4/100 土地の取得に対する課税…3/100 (※平成15年度以降は新たな課税は行っていない。)	保有分 1月1日 取得分 1月1日 7月1日	保有分 5月31日まで 遊休土地分 “ ” 取得分 2月末又は8月31日まで	申告納付
入湯税	1人1日につき150円		前月分を当月中において条例で 定める	特別徴収
事業所税	1㎡につき600円 0.25/100		事業に係る事業所税 法人…事業年度終日から 2ヶ月以内 個人…その年の翌年3月15日	申告納付
都市計画税	0.3/100(制限税率)	1月1日	原則として4月、7月、12月及び2 月中において条例で定める	普通徴収 (原則として固定資 産税と併せて行う)
水利地益税	任意税率	条例	条例	普通徴収 特別徴収
共同施設税	任意税率	条例	条例	普通徴収 特別徴収
宅地開発税	任意税率	条例	条例	普通徴収 特別徴収
国民健康保険税	条例(課税額は基礎課税額が66万円、後期高齢者 支援金等課税額が26万円、介護納付金課税額が 17万円を超えることはできない)	4月1日	条例	普通徴収 特別徴収 (年金受給者)
法定外普通税	条例	条例	条例	条例 (普通徴収、申告納 付、特別徴収又は証 紙徴収)
法定外目的税	条例	条例	条例	条例 (普通徴収、申告納 付、特別徴収又は証 紙徴収)

(注) 令和7年4月1日現在の県内市町村の税率は23ページに掲載。

交 付 金

区 分	交 付 者	交 付 金 算 定 標 準 額 等	各市町村への配分	算定期日	交付の時期
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	国 又 は 地 方 公 共 団 体	国有財産台帳等に記載された固定資産の価格に1.4/100を乗じて得た額	国有資産等の所在団体に配分	前年の3月31日	6月30日まで
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	国	国有財産台帳等に記載された、以下の固定資産の価格 ・在日米軍に使用させている固定資産 ・自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産	左記の7/10を対象資産の価格で按分し、残りの3/10を対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して配分	前年度3月31日	12月31日まで
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	国	道路交通法に定める交通反則通告制度による反則金の収入額等から通告書送付費支出金相当額を控除した額	各団体における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を指標として配分 ※9月交付額が25万円に満たない団体には交付されず、当該団体の交付額は当該団体が所属する都道府県の交付額に加算される	前年度2月～当年度7月、当年度8月～1月	9月、3月
利 子 割 交 付 金	道 府 県	利子割県民税額に59.4/100を乗じて得た額	各団体における個人の県民税の額で按分した額	前年度3月～7月、8月～11月、12月～2月	8月、12月、3月
配 当 割 交 付 金	道 府 県	県民税配当割額に59.4/100を乗じて得た額	各団体における個人の県民税の額で按分した額	前年度3月～7月、8月～11月、12月～2月	8月、12月、3月
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	道 府 県	県民税株式等譲渡所得割額に59.4/100を乗じて得た額	各団体における個人の県民税の額で按分した額	前年度3月～2月	3月
地 方 消 費 税 金 交 付	道 府 県	都道府県間で精算した後の金額に1/2を乗じて得た額	従来分は、1/2を各団体の人口で、残りの1/2を各団体の従業者数で按分した額。税率引上げ分(社会保障財源)は、各団体の人口のみで按分した額	前年度1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月	6月、9月、12月、3月
ゴ ル フ 場 利 用 税 金 交 付	道 府 県	各団体に所在するゴルフ場におけるゴルフ場利用税の収入額に7/10を乗じて得た額	ゴルフ場が所在する団体に配分	前年度3月～7月、8月～11月、12月～2月	8月、12月、3月
自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	道 府 県	自動車税環境性能割のうち徴税费(税込の5/100)を除いた額に43/100を乗じて得た額	左記の1/2を市町村道の延長で、残りの1/2を市町村道の面積で按分した額	前年度3月～7月、8月～11月、12月～2月	8月、12月、3月
法 人 事 業 税 交 付 金	道 府 県	都道府県の法人事業税額に7.7/100(令和2年度は3.4/100)を乗じて得た額	左記を各団体における従業者数で按分した額 <経過措置> R2～4年度までは、段階的に各団体における法人税割額を加味した按分	前年度3月～7月、8月～11月、12月～2月	8月、12月、3月

地方特例交付金

区 分	趣 旨	交 付 額	交付の時期
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 減 収 補 填 特 例 交 付 金	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするため交付される。(平成20年度から)	全国の減収見込総額を各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分した額	4月、9月
定 額 減 税 減 収 補 填 特 例 交 付 金	個人住民税における定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするため交付される。(令和6年度及び令和7年度)	全国の減収見込総額を各都道府県及び各市町村の定額減税見込額に応じて按分した額	4月、9月

地方譲与税

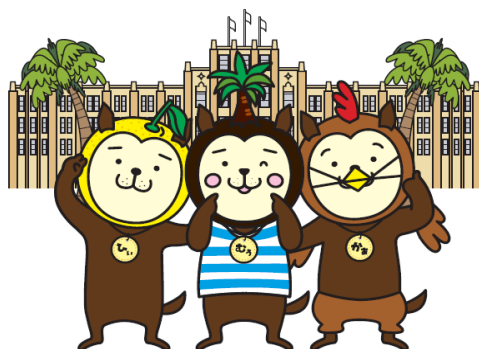
税 目	譲与総額	譲与基準	使 途	譲与団体	譲与時期
地方揮発油譲与税	地方揮発油税 収入額の全額	○都道府県・指定都市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府 県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府 県道の面積 ○市町村(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	条件・制限なし	都道府県及び 市町村(特別区含 む)	6月、11月、3月
自動車重量譲与税	自動車重量税 収入額の 357/1,000 (当分の間 431/1,000)	○市町村 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県 自家用乗用車(登録車)の保有台数	条件・制限なし	都道府県及び 市町村(特別区含 む)	6月、11月、3月
特 別 と ん 譲 与 税	特別とん税 収入額の全額	開港への入港に係る特別とん税の収入額に 相当する額	条件・制限なし	開港所在市町村 (都を含む)	9月、3月
航空機燃料譲与税	航空機燃料税 収入額の2/13 (R5～6年度 4/13)	○市町村(4/5) 1/4 延べ重量 1/4 旅客数 1/2 騒音世帯数 ○都道府県(1/5) 市町村と同様 ※令和6年度より、従来の着陸料収入額に代えて、「航 空機の重量×着陸回数(延べ重量)」及び旅客数を譲与 基準として用いることとなり、激変緩和措置(5年間)を講 じている。	騒音による障害防 止・空港対策等に 関する費用	空港関係市町村 (特別区含む) 及び空港関係都 道府県	9月、3月
森 林 環 境 譲 与 税	森林環境税 収入額に相当 する額	○市町村(9/10) 55/100 私有林人工林面積 20/100 林業就業者数 25/100 人口 ○都道府県(1/10) 市町村と同様	森林整備及びそ の促進に関する費 用や市町村の支 援等に関する費用	都道府県及び 市町村(特別区含 む)	9月、3月

宮崎県行政区画図（令和7年4月1日現在）

26市町村（9市14町3村）



()は、合併前の旧団体である。



令和 7 年度版 市町村税の状況
(令和 8 年 3 月)

編集・発行

宮崎県総務部市町村課
〒880-8501
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
TEL 0985-26-7023
FAX 0985-27-7919
